

インド・チベット仏教における大乘の 瑜伽戒について

藤 田 光 寛

(高 野 山 大 学)

1. は じ め に

大乘仏教の菩薩戒（大乘戒）は、「出家・在家共通の戒であり、六波羅蜜などを実践し、強い菩提心をもって、利他行を行なって修行する菩薩行（大乘仏教の修行）の理論として展開した⁽¹⁾」のである。

インド仏教における大乘戒については、インド中期大乘仏教（4世紀頃から6世紀頃）に属する代表的な瑜伽行派の論典〈瑜伽師地論〉の〈本地分〉中、第十五〈菩薩地〉の第十章〈戒品〉において、三聚浄戒が説かれている。日本では、この大乘の菩薩戒が一般に瑜伽行派の戒として「瑜伽戒」とも言われる。因みに、曇無讖訳〈菩薩地持經〉の第十章戒品で説かれる大乘戒を「地持戒」とも言う。

この〈戒品〉に説かれる瑜伽行派の大乘菩薩戒（瑜伽戒）は、中国や日本においては大乘戒としての席を梵網戒（〈梵網經〉、詳しくは〈梵網經盧遮那佛説菩薩心地戒品〉で説かれる）や璎珞戒（〈菩薩璎珞本業經〉で説かれる）にやや譲った観があるが、この瑜伽戒はインド・チベットにおいて二系統の菩薩戒の一つとして受容され流布し、種々の修行の中心的な理論として展開した。

すなわち、インド・チベット仏教における大乘の菩薩戒については、こ

の瑜伽戒，いわゆる Asaṅga（無著）流と，〈入菩提行論〉や〈大乘集菩薩学論〉などに基づいた Śāntideva（寂天）流とが，インド・チベット仏教ではいくつかのあった流儀のうちの二大系統⁽²⁾であった。つまり，

(1) Asaṅga（無著）流，唯心流（sems tsam lugs）とは Maitreya（弥勒），Asaṅga, Candragomin と伝統した瑜伽行の系統（広大行流，rgya chen spyod paḥi srol），

(2) Śāntideva（寂天）流，中観流（dbu ma lugs）とは Mañjuśrī（文殊），Nāgārjuna, Śāntideva と伝統した中観の系統（甚深見流，zab mo lta baḥi srol）である。

インドの中期大乘仏教以降，及びチベット仏教⁽³⁾では主にこの二系統の菩薩戒が儀軌類と共に受容されて，大乘菩薩行の中心的な理論として展開した。

その場合，このアサンガ流の大乘戒では，本文〈戒品〉で説かれた菩薩戒の内容をまとめて二十の偈頌（1行9シラブルから成る4行詩）に要約した Candragomin 著〈菩薩律儀二十〉が主テキストとして依用されてゆくのである。

2. 大乘戒アサンガ（無著）流の文献

このアサンガ流の文献の主要なものとして，

- ① Candragomin 著〈菩薩律儀二十〉（東北 No. 4081，大谷 No. 5582）
- ② Śāntarakṣita 著〈律儀二十註〉（東北 No. 4082，大谷 No. 5583）
- ③ Bodhibhadra 著〈菩薩律儀二十難語釈〉（東北 No. 4083，
大谷 No. 5584）
- ④ Bodhibhadra 著〈菩薩律儀儀軌〉（東北 No. 3967=4491，

- 大谷 No. 5362=5404, Skt. MS: Univer. Lib. Can. Or. 713)
- ⑤ Atiśa (or Atiśa) 〈発心と律儀との儀軌次第〉 (東北No. 3969=4490,
大谷 No. 5364=5403)
- ⑥ Grags pa rgyal mtshan (1147-1216) 著 〈二十偈頌の註疏〉
(『サキャ派全書集成』 vol. 4, no. 136 (東洋文庫, 昭43))
- ⑦ Tsoṅ kha pa (1357-1419) 著 〈菩提正道〉 (東北蔵外 No. 5271,
大谷 No. 6145, 東洋文庫蔵外54-781, 大谷蔵外 No. 10013)
- ⑧ Dñul chu Dharmabhadra (1772-1851) 述 〈菩提正道の心髄〉
(LMpj 014, 209, IASWR, New York; 東北蔵外 No. 6418)
- ⑨ 敦煌に伝わる瑜伽戒のチベット語写本 (Pelliot tib. 1261,
Stein tib. 616-3, 673, 633-1, 674)

これら9種があるが、最近、次の文献が公刊された。

- ⑩ Gtsoṅ nag pa Brtson ḥgrub seṅ ge (12世紀前半), 〈律儀二十註,
明解な句義〉⁽⁴⁾ (Sdom pa ṅi šu paḥi ḥgrel paḥi bśad pa Tshig don gsal ba)
(『カダム全集』第1輯 第13巻, pp. 581-593, 7 folios)

今は、この Candragomin 著 〈菩薩律儀二十〉 や ツァンナクバ 著 〈律儀二十註, 明解な句義〉 等を参照しながら、このアサンガ流の大乘戒 (瑜伽戒) の特徴をうかがいたい。

3. 三 聚 淨 戒

この大乘戒は、声聞・独覺 (小乗) の戒と初期大乘仏教の 〈般若經〉 や 〈華嚴經〉 で説かれる十善戒を承けてそれを止揚せんとしていて、本文 〈戒品〉 において、戒を三つの側面から説いた三聚淨戒 (①律儀戒 (七衆の別解脱戒) ②摂善法戒 ③饒益有情戒の三種の戒が説かれることで有名であるが、

四種の他勝処法（重罪）と四十四種の違犯（⁽⁵⁾輕罪），受戒法（從他受法，自誓受法），発露懺悔法なども説かれている。

この三聚淨戒のうち律儀戒は、七衆（比丘、比丘尼、沙弥、沙弥尼、式叉摩那、優婆塞、優婆夷）の別解脱律儀（prātimokṣa-saṃvara）であるが、菩薩戒であるから菩薩の利他の精神に基づくものであり、自利にとどまる限りは声聞・独觉（小乗）の律儀戒にすぎない。摂善法戒は菩提をえるために身・口の行為によって善を積集すること、饒益有情戒は有情を利益することである。

この三聚淨戒が円満する因として、律儀戒は10種の支分、摂善法戒は六波羅蜜に集約される10種、饒益有情戒は11種が本文〈戒品〉に挙げられている。これらの支分をも具足する菩薩は三聚淨戒の各々三種（律儀戒・摂善法戒・饒益有情戒）を持するものとなる。換言すれば、この三聚淨戒は、有情に対する利他と慈悲の清淨意樂をもち、よく考察して善巧なる方便によって実践されなければならないのである。⁽⁶⁾

因に、Atiśa は、三聚淨戒について、律儀戒は身語を清淨にし（十善業のうちの前七業）、摂善法戒と饒益有情戒は心を清淨にする（十善業の後三業）。律儀戒は①遮罪を護る別解脱の七衆の律儀②性罪を護る十善の護持であり、摂善法戒は律儀を受けてのち、身口心によって善を積集すること（特に聞思修に努めること、つまり十波羅蜜、四摂事、四無量心の三にして菩提心を自性とするもの）、饒益有情戒は有情の苦しみを取り除こうという心を起こすことであり、すべての善を他人のために回向することであるとする。⁽⁷⁾

4. 四の他勝処法・四十四の違犯と三聚淨戒

インド・チベット仏教では、この戒は Candragomin 著〈菩薩律儀二

十〉が主テキストとして依用されるので、まずこの〈菩薩律儀二十〉の概要を次に略記する。

§1 菩薩の律儀を受ける儀軌（第1偈）（第2偈）

Cf. ツァンナクパ 〈明解な句義〉 582-7～584-4

§2 受戒の功德（第3偈） Cf. ツァンナクパ 〈明解な句義〉 584-4～585-2

§3 戒を護持する一般的な方法（第4偈）

Cf. ツァンナクパ 〈明解な句義〉 585-2～587-7

§4 他勝処法（第5偈） Cf. ツァンナクパ 〈明解な句義〉 587-7～589-4

§5 他勝処法の四種（第6偈）（第7偈）

Cf. ツァンナクパ 〈明解な句義〉 589-4～589-9

§6 戒を犯した場合、改悔して罪から回復する方法（第8偈 a）（第8偈

b）（第8偈 c）（第8偈 d） Cf. ツァンナクパ 〈明解な句義〉 593-1～593-6

§7 四十四種の違犯 Cf. ツァンナクパ 〈明解な句義〉 589-9～592-9

A. 摂善法戒に違背すること

1（第9偈 a） 2（第9偈 b） 3（第9偈 c, d） 4（第10偈 a）

5（第10偈 b） 6（第10偈 c）

（1～6は六波羅蜜のうちの布施波羅蜜に逸脱）

7（第10偈 d） 8（第11偈 a, b） 9（第11偈 c） 10（第11偈 d）

11（第12偈 a） 12（第12偈 b） 13（第12偈 c） 14（第12偈 d）

（7～14は戒波羅蜜に逸脱）

15（第13偈 a） 16（第13偈 b） 17（第13c） 18（第13偈 d）

（15～18は忍辱波羅蜜に逸脱）

19（第14偈 a） 20（第14偈 b） 21（第14偈 c）

（19から21は精進波羅蜜に逸脱）

22（第14偈 d） 23（第15偈 a） 24（第15偈 b）

(22～24は禪定波羅蜜に逸脱)

25(第15偈 c) 26(第15偈 d) 27(第16偈 a) 28(第16偈 b) 29(第16
偈 c) 30(第16偈 d) 31(第17偈 a) 32(第17偈 b)

(25～32は般若波羅蜜に逸脱)

B. 饒益有情戒に違背すること

33(第17偈 c) 34(第17偈 d) 35(第18偈 a) 36(第18偈 b) 37(第18
偈 c) 38(第18偈 d) 39(第19偈 a) 40(第19偈 b) 41(第19偈 c)
42(第19偈 d) 43(第20偈 a) 44(第20偈 b)

§8 無違犯の状態 (第20偈 c, d)

Cf. ツェンナクパ〈明解な句義〉592-9～593-1

この三聚淨戒を具体的なかたちにあらわした菩薩の学処が四種の他勝処法 (pārājayika-sthāniya° dharma) (上記§5) と四十四種の違犯 (āpatti) (上記§7) である。

完全な菩薩行を具足し、特に〈菩薩地〉に精通した Bodhibhadra が著した〈菩薩律儀二十難語釈〉は、これら他勝処法 (重罪) と違犯 (軽罪) が三聚淨戒 (前述した「三聚淨戒が円満する因」としての支分) のいずれに相当するかを述べている。⁽⁸⁾

これに対して、ツェンカパ〈菩提正道〉は、四十四種の違犯のうち第一条～第三十二条を摂善法戒に違背するもの、第三十三条～第四十四条を饒益有情戒に違犯するものとみている。つまり、大乘の菩薩は小乗の別解脱律儀も保持する必要があると考え、三聚淨戒のうちの①律儀戒は七衆の別解脱律儀であり、四十四種の違犯を②摂善法戒と③饒益有情戒とみなしている。

そして、この摂善法に違背するもの (第一条～第三十二条) を布施・持

戒・忍辱・精進・禪定・般若の六波羅蜜の六に細分して、第一条～第六条は布施波羅蜜に違背、第七条～第十四条は戒波羅蜜に違背、第十五条～第十八条は忍辱波羅蜜に違背、第十九条～第二十一条は精進波羅蜜に違背、第二十二～第二十四条は禪定波羅蜜に違背、第二十五条～第三十二条は般若波羅蜜に違背するとみなしている。

又、第三十三～第四十四条の饒益有情に違背するものを、ツォンカバ〈菩提正道〉は四種（物を与えないこと・危害を除去しないこと・饒益しないこと・弾訶しないこと）に細分している。これを四摂事（同事・愛語・布施・利行）を行なわないこととみなすのは唐時代の唯識学僧、遁倫の集撰による〈瑜伽論記⁽⁹⁾〉などの理解である。

要するに、ツォンカバ〈菩提正道〉が摂善法戒に属するとみるもののうち、Bodhibhadra〈菩薩律儀二十難語釈〉は第二条、第三条、第七条、第十条、第十一条、第十二条、第十五条、第二十一条、第二十二、第二十三の十を律儀戒に属するものとみなしている⁽¹⁰⁾。

この他勝処法・44種の違犯を犯せば三聚淨戒のいずれに違背したことになるか、つまり他勝処法・44種の違犯と三聚淨戒との関係については種々なる解釈があり、その一端を示した。

5. 違犯第八条（第11偈 a, b）

この菩薩戒は通三乗の立場をとる中期大乘の〈瑜伽師地論〉所説の菩薩戒であるので、声聞・独覺（小乗）の戒を菩薩戒に包摂する試みがなされている。

すなわち、この第八条では、声聞乗を許容する。この大乘の菩薩には声聞と等しく学ぶ所學と等しく学ばない所學とがあるのである。飲酒戒や非

時食戒などの遮罪は、菩薩も守るべきである。しかし、衣、鉢、臥具、金銀錢などの財物の不正所得を禁じた捨墮法、例えば乞衣戒、取非親尼衣戒、過分取衣戒、長鉢戒、乞新鉢戒、自乞縷糸非親織戒、蚕綿臥具戒、受蓄金銀錢戒などの、声聞・独覺に禁じられている遮罪を、菩薩は利他のためならば行なうことが許されるとする。

6. 違犯第九条（第11偈c）

この菩薩戒には、大乘の菩薩が、すべての有情に対する憐愍（思いやり、anukampā）の心と利他せんとする清浄なる意樂をもち、人々の機根に応じて巧みに教導すること（善巧方便）によって、万が一、性罪を犯しても許容されると説く、四十四種の違犯のうちの第九条（〈菩薩律儀二十〉第11偈Cに相当）⁽¹¹⁾があり、次の密教への展開の動きが見られる。

つまり、十善戒のうち、①不殺生②不偷盜③不邪淫④不妄語⑤不兩舌⑥不惡口⑦不綺語を、有情に対する憐愍の心をもち利他のための善巧方便として行なうという条件のもとであるならば、万が一、犯しても違犯とならない。身と口の行為に属する①～⑦の七支の行為は、有情への貪欲（有情への親愛、愛憐）から生じた菩薩の心が利他を志向した行為であれば許されるとする。

その理由は、Bodhibhadra（Byañ chub bzañ po、約1000年頃に在世）が著した〈菩薩律儀二十難語釈〉では、瞋恚（いかり、dveṣa）によって生じた過犯は捨てるべきだが、貪欲（rāga）によって生じたものはそうではない。菩薩の有情に対する貪欲（rāga）は愛憐（いつくしみ、prema）であり、愛愍（あわれみの気持ち、kṛpā）を伴っているからであるとする。

Buddhaguhya（覺密、8世紀頃）が著した〈大日經〉に対する注釈書、

〈大日経広釈〉（東北 No. 2663, 大谷 Nos. 3490, 3487）において、〈大日経〉における十善戒とそれに関する「方便を伴う学処」、つまり、般若と方便を具足した真言行の菩薩が十善戒を善巧なる方便をもって犯しても違犯とはならないことを述べる条項（但し、在家の菩薩だけに許容される）は、既に「菩薩の戒品」（byañ chub sems dpañi tshul khirms kyi leñu, 菩薩の戒という章）に説かれていると言うのである。この「菩薩の戒品」とは当該の本文〈菩薩地戒品〉を意味し、この第九条に相応することはすでに論証した。⁽¹²⁾

チベットのツァンナクパ著〈律儀二十註、明解な句義〉はこの第九条について次のように説いている。⁽¹³⁾

「憐愍（shīñ brtse, anukampā）をもっているならば」（第11偈C）と言うのは、そのようではなく、利他をなすならば身体・言葉の七不善を行なっても不善性が無く、善なることが増加することもあり得るのである。この意味は〈大日経〉の注釈書、略釈（piṇḍārtha）である〈現等覚タントラ〉（Buddhaguhya 著、東北 No. 2662, 大谷 No. 3486）において「十不善から離れるた菩薩」が説かれ、「それは外道と声聞たちも受けたのであるならば、大乘においてどのような差異となるのか」と言う問いに対する回答として、「それは方便と般若によって摂受されて、自利・利他の両方をなすことである」と言う。「禁止された身体・言葉の所作七つのうち、例外をもって行なう」と説かれた。正にそれは〈菩薩地〉においても釈説されたのである。

このように〈菩薩地戒品〉の違犯第九条は後の〈大日経〉の当該箇所に影響を与えているとみなしていることが分かる。

しかしながら、このような不善の行為を、世俗的立場、世間レベルにおいて仏教が認めているのでは決していない。⁽¹⁴⁾ この第九条は、古代インドの歴

史社会において行なわれていた呪術的な宗教儀礼（殺生、性行為など）が仏教的に意味づけされて取り入れられた⁽¹⁵⁾と思われるが、有部の思想と瑜伽行派の説く貪（rāga, lobha）との関係や、他の人に代わって苦しみを受ける菩薩の代受苦の思想との関係など考察すべき課題が残っている。

しかし、以下のように理解して大過ないであろう。

すなわち、大乘の菩薩戒は、世俗社会の現実へと志向しながらも、それを止揚した宗教的・出世間的次元にある。空（一切の存在するものには実体がないこと）と縁起の思想につらぬかれた大乘經典に説かれるこの大乘菩薩戒は、この現実社会で実際に身・口・意でもって十不善なる行為を行なっても許容されると説くのではない。大乘の菩薩は、その意思や動機が純粹なる大乘の利他の精神を理解して、般若と善巧方便を伴い慈悲の心をもって利他のために実践すべきであると。

7. お わ り に

インド・チベット仏教における大乘の菩薩戒の二大系統のうち、アサンガ流の大乘戒（瑜伽戒）の特徴をうかがった。

大乘の菩薩（出家者、在家者とも）は、すべての有情に対して慈悲の心と利他せんとする清浄意樂をもち、人々の機根に応じて巧みに教導する善巧方便によって実践すべきである。これがこの戒の根本思想である。

〈菩薩地・分品〉では、出家の菩薩、在家の菩薩が菩提を獲得するために学ぶべき法に四種あると説く。それは①六波羅蜜をつとめる②方便善巧である③四摂事（布施・愛語・利行・同事）によって他を饒益する④このようにして積んだ善根を菩提のために廻向する。菩薩の学ぶべき法はこの四種に尽きるのである。

註

- (1) 小口偉一・堀一郎監修『宗教学辞典』（東京大学出版会，1973年）p. 86
- (2) この二系統に分けるのは、Atiśa 著〈菩提道燈難語釈〉（東北 No. 3948），266a-b, 268b etc., Bu ston 著〈テンギル目録〉（東北蔵外 No. 5204），*The Collected Works of Bu-ston*, Part 26 (La), 606⁷ (103b7)～607² (104b2), Tsoñ kha pa 著〈菩提正道〉（大谷 No. 6145），28b5-6等にみられる。
- (3) チベットの流伝前期では Asaṅga 流が主流であったが，流伝後期になると Asaṅga 流と Śāntideva 流の二系統が比較され，ツォンカバ（1357-1419）は両系統を調和・融合させる。拙稿「〈菩薩地戒品〉所説の菩薩戒の一考察」『印仏研』34-2（1986年）を参照。
- (4) これは外部からデブン寺にもたらされてデブン寺十六羅漢堂に保管されていたウメ書体のチベット語写本である。このツァンナクバには，これ以外に彼の著作として Dharmakīrti の *Pramāṇaviniścaya*（〈知識論決択〉）に対する注釈書〈知識論決択広註，善釈要集〉という認識論の著作や，菩薩地の *dkaḥ ḥgrel* (*pañjikā*) や *Spyod ḥjug ḥgrel pa*（入菩提行論の注釈），*Byaṅ chub sems bskyed paḥi spyi don*（発菩提心の総義），*Skyabs ḥgroḥi spyi don*（帰依の総義）等がこの『カダム全集』第13巻に収められていて，ツァンナクバは大乗菩薩戒にも精通していた比丘であったことが分かる。加納和雄「ゴク・ロデンシェーラプ著『書簡・甘露の滴』——校訂テキストと内容外観——」『高野山大学密教文化研究所紀要』第20号（2007年）pp. 138-137。
- (5) この菩薩戒の罪は，①波羅夷罪（小乗）に相当する他勝処法4種（これを犯しても比丘・比丘尼のように僧伽から追放され永久に比丘・比丘尼の資格が無くなるというようなものではない）と②44種の違犯（輕戒）（第三条，第八条，第九条などをどうみるかによって条数の数え方が種々ある。Śāntarakṣita 〈律儀二十註〉は44種，Bodhibhadra 〈律儀二十難語釈〉は46種，玄奘は43もしくは44種，曇無讖は42種，求那跋摩は48種，法成〈分門記〉は44種，遁倫〈瑜伽論記〉は45種と数える），この①と②とである。
- (6) 羽田野伯猷「瑜伽行派の菩薩戒をめぐる」（『羽田野伯猷著作集Ⅳ』法蔵館，1988年）pp. 140, 142。
- (7) Atiśa 〈*Bodhimārgapradīpapañjikā*〉，東北 No. 3948，267b3-268a6
- (8) 拙稿「『菩薩律儀二十』について」（『仏教と文化』所収，同朋舎出版，1983），遠藤祐純『戒律概説』（ノンブル社，2008）pp. 179-180を参照。
- (9) 大正 No. 1828，大正蔵 42，539c16-18。

- (10) ちなみに、遁倫〈瑜伽論記〉では、四他勝処法と同様に、四十四違犯も撰善法戒に配属されている（石田瑞曆『戒律の研究 上』法蔵館，1986，p. 80）。
- (11) 〈大日経〉〈初会金剛頂経〉〈理趣経〉や無上瑜伽部タントラへの展開については、拙稿「方便を伴う十善戒——〈大日経〉と〈菩薩地戒品〉における——」（松長有慶編『インド密教の形成と展開』，法蔵館，1998），同「瑜伽戒における不善の肯定」『日仏年報』65（2000年），同『仏教徒のあり方と戒律』（高野山大学，2003）pp. 119-124等。
- (12) 拙稿「方便を伴う十善戒——〈大日経〉と〈菩薩地戒品〉における——」（松長有慶編『インド密教の形成と展開』，法蔵館，1998）pp. 220-223。
- (13) Gtsaṅ nag pa Brtson ḥgrub seṅ ge 〈律儀二十注，明解な句義〉590-7～590-10。
- (14) 慈雲尊者〈瑜伽戒本口訣〉においては、この性罪を行なうことは、多くは在家の菩薩に許容されるが、出家の菩薩にも適用されるものもあるとし、初地以上の聖者の階位にある菩薩は殺生が許容され、地前の凡夫の階位にある菩薩は偷盗、綺語と妄語などが許されると、〈撰大乘論釈〉などに基づいて解説する（長谷宝秀編『慈雲尊者全集』第6輯（思文閣出版，1977年）所収）。
- (15) 塚本啓祥・松長有慶・磯田熙文編著『梵語仏典の研究 密教経典篇』（平楽寺書店，1989）p. 47。